

## ミャンマー

2025年4月3日ドラフト作成

- 1. 一般情報 ..... 1
  - (1) 人口・地理..... 1
  - (2) 内政..... 3
- 2. 治安／人権状況 ..... 4
- 3. 関連する政治組織等、政治活動／政府批判（労働運動含む）の取扱い..... 9
- 4. ジェンダー、DV および子ども..... 14
- 5. LGBT..... 14
- 6. 汚職、非国家主体による犯罪、国家による被害者の保護 ..... 14
- 7. 兵役、強制徴集（非国家主体の） ..... 14
- 8. 司法制度・刑事手続 ..... 16
- 9. 警察・治安部隊（刑務所等の状況含む） ..... 16
- 10. 報道の自由 ..... 16
- 11. 宗教の自由 ..... 16
- 12. 国籍、民族および人種 ..... 16
  - (1) ロヒンギャ..... 16
- 13. 出入国および移動の自由 ..... 19
  - (1) 不法出国..... 19
  - (2) 国内避難..... 20
- 14. その他 ..... 20
- 略称..... 20

### 1. 一般情報

#### (1) 人口・地理

##### ア 外務省「[ミャンマー基礎データ](#)」（2023年3月17日）

1	面積	68万平方キロメートル（日本の約1.8倍）
2	人口	5,114万人（2019年推計（ミャンマー入国管理・人口省発表））
3	首都	ネーपीドー
4	民族	ビルマ族（約70%）、その他多くの少数民族
5	言語	ミャンマー語（公用語）、シャン語、カレン語など
6	宗教	仏教（90%）、キリスト教、イスラム教等
...		...

## イ DFAT「[出身国情報報告 ミャンマー \(2022 年 11 月 11 日更新版\) \(入管庁仮訳\)](#)」<入管庁ウェブ>

### 人口動態

2.6 世界銀行 (World Bank) は 2020 年のミャンマー人口を 5500 万人、年間成長率を約 0.7%と推定した。最新の国勢調査は 2014 年に実施された。近隣諸国に比べて都市化は緩やかであり、ミャンマー総人口の約 70%は地方部住民である。人口は約 4 分の 1 が 15 歳未満、約半分が 30 歳未満と相対的に若年傾向にあるものの、過去数十年間に国内出生率は女性 1 人あたり 2.14 人へと減速しており、世界平均の 2.4 人を下回っている。最大の都市はヤンゴン (Yangon) (450 万人)、マンダレー (Mandalay) (120 万)、そして首都ネーピードー (NayPyiTaw) (92 万 5000 人) である。

2.7 ミャンマーでは 100 を超える言語が使用されており、その多くは相互に理解が不可能である。公用語はビルマ語で、母国語として推定 3200 万人によって使用されている。英語は植民地時代を通して教育の手段であったが、独立後徐々にビルマ語に替えられた。今日、英語は人口のわずか約 5%しか使用していない。

...

### 人種／国籍

3.1 ミャンマーの民族的特性は、公民権と基本的人権の決定因子、政治的及び武力的衝突における要因、そして特にロヒンギャに対する差別の根源である。ミャンマーの 2008 年憲法の第 347 条は、理論上、「何人も平等の権利を享受すること」と保護を法律の前に保証している一方で、多くの人々は法律と実践においてこれらの権利を許されていない。ミャンマー政府は 135 の民族を公式に認知しており、それを 8 つの「主要国内民族」、すなわちカチン、カレン、カヤー、チン、モン、バマー、ラカイン及びシャンに分類している (ロヒンギャを特に除外する)。これらの区分はしばしば任意で、ミャンマーの民族多様性の現実というよりも植民地時代の民族分類の理解を反映している。CIA ワールド・ファクトブック (World Factbook) は、人口の 68%がビルマ人 (バマー)、9%がシャン、7%がカレン、4%がラカイン、3%が中国系、2%がインド系、2%がモン、そして 5%がその他であると説明している。ミャンマーのアイデンティティは民族的特性、宗教、言語、及び地理的位置の要素に関する複雑なものである。同じ家族の異なる構成員は異なる家系として識別される場合があり、国民の公式に認められた民族性又は宗教は、一人一人が自己識別する仕方に応じて異なる場合がある。

3.2 1982 年ビルマ市民権法 (Burma Citizenship Act of 1982) は、民族的特性に基づいて一級及び二級市民の階層を設けており、この状況について国際法律家委員会は「全国的な広範囲に渡る差別を可能にしており、法の支配を徐々に蝕む」と述べている。完全な市民権は、1823 年よりも前から家族居住地を追跡することができる人々にのみ与えられ、そのほとんどが 3.1 で列挙した 8 つの主要民族の

うち 1 つに帰属する。「準」市民権は、独立に先立って連続 5 年間（又は 10 年のうち 8 年間）ミャンマーに住んでいた個人にだけでなく、一方の親のみが完全な市民である国際結婚によって生まれた子供にも与えられる。第 3 のカテゴリー、帰化市民は、植民地時代にビルマに移住した人々の子孫を含む。国際法律家委員会は、「これらの 2 つのカテゴリー[準及び帰化市民]の重要な区別は、申請者又はその親／両親が 1982 年法の制定に先立って 1948 年連邦市民権法（1948 Union Citizenship Act）のもとで市民権を申請したかどうかである」と述べている。ロヒンギャや中国系又はインド系の多くの人々など、これらのカテゴリーから外れるとされる集団は、市民権から完全に除外される。

…

## (2) 内政

### ア DFAT [「出身国情報報告 ミャンマー（2022 年 11 月 11 日更新版）（入管庁仮訳）」](#) <入管庁ウェブ>

#### 政治的意見（実際の又は帰属された）

3.44 2021 年 2 月のクーデターの結果として、ミャンマーは、ミン・アウン・フライン国軍司令官上級大将の率いる国家行政評議会（SAC）によって管理される軍事独裁制国家である。SAC は 2023 年に総選挙を実施すると公約している（「政治制度」を参照）。2022 年 10 月現在いまだに有効な 2008 年憲法は、ミャンマーの政治制度を「真正で、訓練された多党制民主主義制度」であると評するものの、クーデター以来、全ての国家権力は SAC の手に集中している。憲法 404～406 条に基づき、政党は理論上、結成し、自由に団結し、選挙に参加して競争する権利を有している。同様に、表現、集会、及び平和的結社の自由は、354 条「連邦の治安、法と秩序、コミュニティの平和と安寧、又は公序良俗の普及のために制定された法律に反しない限り」理論上保証されている。実際には、これらの権利と自由は軍事クーデターの前に常に尊重されていたわけではなく、以来日常的に侵害されている。

…

### イ 外務省 [「ミャンマー基礎データ」](#)（2023 年 3 月 17 日）

…

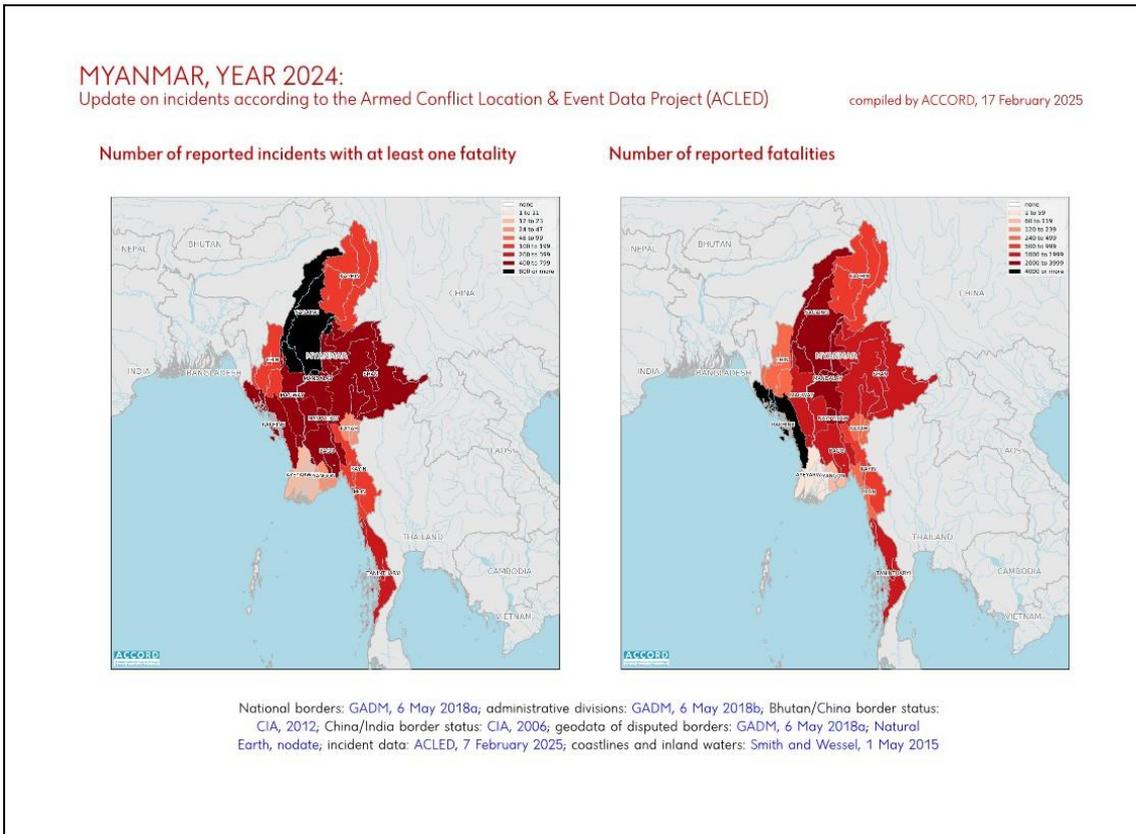
- (7) 2008 年 5 月 10 日、新憲法草案採択のための国民投票を実施（一部地域は 24 日に実施）。92.4%の賛成票で（投票率 99%）で新憲法承認。
- (8) 2010 年 11 月 7 日、総選挙が実施され、国軍出身者が率いる連邦連帯開発党（USDP）が大勝。スー・チー氏率いる NLD は総選挙をボイコット。
- (9) 2011 年 1 月 31 日、総選挙の結果に基づく国会が召集。
- (10) 2011 年 3 月 30 日、テイン・セイン大統領率いる政権が発足し（同時に国名

- も変更)、民政移管が実現。テイン・セイン政権は、政治犯の釈放、報道の自由化、少数民族武装組織との停戦交渉等を進め、民主化と経済改革を推進。
- (11) 2011 年 6 月、国軍とカチン独立軍 (KIO) との戦闘が再発。以後、ミャンマー北東部にて複数の武装組織との衝突が断続的に継続。
- (12) 2012 年 4 月 1 日、議会補欠選挙が実施され、アウン・サン・スー・チー氏率いる NLD が 45 議席中 43 議席を獲得。
- (13) 2012 年 6 月以降、ラカイン州において仏教徒ラカイン族とムスリム住民との間でコミュニティ間衝突が発生。
- (14) 2015 年 10 月 15 日、ミャンマー政府は、カレン民族同盟 (KNU) を含む 8 つの少数民族武装組織との間で全国規模の停戦合意 (NCA) に署名。
- (15) 2015 年 11 月 8 日、総選挙実施。アウン・サン・スー・チー議長率いる NLD が大勝。
- (16) 2016 年 3 月 30 日、アウン・サン・スー・チー氏側近のティン・チョウ氏を大統領とする新政権が発足。アウン・サン・スー・チー氏は、国家最高顧問、外務大臣及び大統領府大臣に就任。ミャンマーにおいて約半世紀ぶりに国民の大多数の支持を得て誕生した新政権は、民主化の定着、国民和解、経済発展のための諸施策を遂行。
- (17) 2017 年 8 月 25 日、ラカイン州北部における治安拠点への連続襲撃事件が発生。その後の情勢不安定化により、70 万人以上の避難民がバングラデシュに流出。
- (18) 2020 年 11 月 8 日、総選挙実施。アウン・サン・スー・チー議長率いる NLD が再び大勝。
- (19) 2021 年 2 月 1 日、ミャンマー国軍が、ウィン・ミン大統領、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問らを含む政権幹部らを拘束。非常事態宣言を発出し、全権を掌握し、2 月 2 日には、国軍司令官を議長とする国家統治評議会 (SAC) を設置。
- (20) 2022 年 1 月 31 日、国軍は緊急事態宣言の 6 か月延長を発表。7 月 31 日には更に 6 か月延長。
- (21) 2022 年 12 月 30 日、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問に対する合計 19 件すべての第一審が終結し、禁錮刑及び懲役刑の刑期は計 33 年。
- (22) 2023 年 2 月 1 日、国防・治安評議会は、2 年にわたる緊急事態宣言を更に 6 か月間 (7 月 31 日まで) 延長する旨発表。

## 2. 治安／人権状況

ア [ACCORD「ACLEED に基づく武力紛争関連事件の更新情報 ミャンマー」](#) < eoi >

- [2024 年通年](#) (2025 年 2 月 17 日)



- [2024 年第 4 四半期](#) (2025 年 2 月 17 日)
- [2024 年第 3 四半期](#) (2025 年 2 月 17 日)
- [2024 年第 2 四半期](#) (2024 年 8 月 7 日)
- [2024 年第 1 四半期](#) (2024 年 5 月 13 日)

イ [UNHCR 「ミャンマーから逃れた人々の国際保護の必要性に関するガイダンスノート」](#) (2024 年 5 月)

**治安・人権状況**

3. 2021 年 2 月に軍部が敷いた非常事態は、6 か月間の延長が繰り返され（直近の延長は 2024 年 1 月 31 日）、依然として有効である。2021 年 3 月に発布された戒厳令に基づき、一般市民も、戒厳令が適用される郡区で行なった広範な犯罪について軍事法廷で裁かれることがある<sup>9</sup>。2024 年 3 月現在、330 郡区中 61 郡区が戒厳令の適用対象であり、820 万人以上に影響を与えている<sup>10</sup>。国連人権高等弁務官によれば、2021 年 2 月以降に記録された、軍部によって殺害された一般市民の数は 2024 年 3 月現在で 4,603 人を超えており、2 万人以上が政治的理由で拘禁されたままであるとされる<sup>11</sup>。一部の被拘禁者は死刑を宣告された<sup>12</sup>。被拘禁者の中には、殴打やジェンダーに基づく暴力を含む拷問およびその他の形態の不当な取扱いを受けた者もいるとされ、そのために対象者が死亡したケース

もある<sup>13</sup>。

4. 2023年の最後の四半期には、軍部、民族派武装勢力（EAGs）およびNUGの軍事部門である国民防衛隊（PDFs）が関わる紛争が顕著に拡大し、北東部・北西部・南東部の諸地域および西部のラカイン州に影響を与えた<sup>14</sup>。EAGsの一部、特に「三兄弟同盟」と提携勢力は、さまざまな前線全体を通じて同時多発的軍事作戦を仕掛け、ミャンマー軍と激しく衝突した<sup>15</sup>。2023年11月には、軍部とアラカン軍との間で合意されていた1年間の非公式な停戦が崩壊し、敵対行為の増加の引き金となった<sup>16</sup>。都市部は砲撃や空爆を伴う激しい戦闘に直面させられ、一般市民の死傷、必須サービスの途絶および相当規模の避難が生じた<sup>17</sup>。ミャンマー中部ではPDFsが軍への攻撃を激化させる一方、アラカン軍はインドとバングラデシュに接する西部諸地域で軍の基地を奪取し、カレン系勢力は、タイとの国境を越えた貿易にとってきわめて重要な要路である高速道路に攻撃を仕掛けている<sup>18</sup>。2023年12月まで、軍部とEAGsおよびPDFsとの戦闘は同国の多くの地域全体で根強く続いた<sup>19</sup>。暴力の矢面に立たされているのは一般市民であり、軍は、無差別的な空爆や砲撃を用いて一般市民および民生インフラを標的としている<sup>20</sup>。
5. 2024年2月10日、軍部は国民軍役法（PMSL）の施行を発表した（同法が最初に採択されたのは軍政下にあった2010年のことである）<sup>21</sup>。同法によれば、18～35歳の男性国民および18～27歳の女性国民は最長24か月間の義務的徴集の対象とされ、非常事態中はその期間を5年まで延長できる<sup>22</sup>。医師、技師、技術者および何らかの特別な専門性を有する個人などの「専門職」である男性および女性は、それぞれ45歳および35歳まで徴集の対象となり得る<sup>23</sup>。法令では若干の免除および軍役延期事由についても定められているが、軍役を忌避した者は5年以内の収監刑もしくは罰金刑を科され、またはそれらを併科される<sup>24</sup>。第1次徴集は2024年4月中旬のティンジャン祭の後に始まると軍部が発表したことから、PMSLで定められた年齢層に該当する多くの人々が同国を離れようと試みている<sup>25</sup>。2024年3月末までに、地方行政官によって個人の招集および徴集候補者リストの作成が行われているという複数の報告があった<sup>26</sup>。PMSLの施行がまだ発表されていない段階でさえ、軍部による強制徴集（一般市民の誘拐によるものを含む）はすでに広範に行われていたとされる<sup>27</sup>。軍が村人を運搬員や人間の盾として使用しているとの報告もある<sup>28</sup>。
6. その他の武装勢力も新兵募集の努力を強化しており、最近の報告では、EAGsが村々に新兵供出数の割当を課していること<sup>29</sup>や、紛争地帯から逃れてEAGs支配下地域に避難してくる一般市民への強要、性暴力、拉致および強制徴募が発生していること<sup>30</sup>が明らかになっている。すべての紛争当事者による子どもの徴募<sup>31</sup>およびジェンダーに基づく暴力<sup>32</sup>についての懸念も、根強く残る。ミャンマー出身で国籍を持たないイスラム教徒少数派民族集団であるロヒンギャの状況に関して、複数の報告で特段の懸念が表明されている<sup>33</sup>。

#### 人道状況

7. ミャンマー国内の人道状況は2021年2月の軍部による政権奪取以降さらに悪

化しており、人口の 3 分の 1 が人道援助を必要としている<sup>34</sup>。チン、マグウェ、マンダレー、ラカインおよびサガインの各州／地域は、2023 年 5 月に同国を襲ったサイクロン・モカの余波への対応をいまなお迫られている<sup>35</sup>。戦闘の再開、農業生産の減少、記録的な食料価格高騰およびサイクロン・モカの影響はいずれも高水準の食料不安を助長し、1,290 万人が食料援助を緊急に必要とする状況にある<sup>36</sup>。保健従事者の不足、不十分なインフラおよび必須医薬品・医療器具の不足により、特に村落部および周縁化された共同体では、保健ケアへのアクセスを妨げる相当の障壁が存在する<sup>37</sup>。紛争を誘因とする避難の急増および脆弱な治安環境は、過去 3 年に渡って教育サービスを中断させ続けており、ミャンマーの子どもたちに長期的影響を及ぼすことになろう<sup>38</sup>。2023 年末までに 450 万人の子どもが緊急事態下における教育のための支援を必要とする状態に陥っており、推定で学齢児の 3 分の 1 がいかなる形態の学習施設にも登録されていなかった<sup>39</sup>。人道アクセスは、治安状況<sup>40</sup>に加え、さまざまな紛争当事者による人道援助ワーカーの恣意的逮捕にも影響を受けており、2023 年 1 月～11 月にかけてそのような逮捕が 142 件発生している<sup>41</sup>。また、燃料不足によって運輸、通信、農業および工業の各部門に被害が生じている<sup>42</sup>。

...

### 国際難民保護の適格性

12. . ミャンマー国民およびミャンマーに常居所を有していた者が国際保護を求めて行うすべての申請は、国際・地域難民法に従い、公正かつ効率的な手続きにおいて処理されるべきである。ミャンマーにおける最近の情勢の変化（PMSL の施行の発表を含む）を踏まえ、UNHCR は、ミャンマーから避難してきた人々の国際保護の必要性が高まっていることを懸念する<sup>51</sup>。UNHCR は、軍・EAGs・PDFs 間の紛争を背景として現在広がっている広範な人権侵害状況を理由としてミャンマーから避難してきた人々は、1951 年難民の地位に関する条約（1951 年難民条約）第 1 条<sup>52</sup>もしくは UNHCR の任務に基づくより広義の難民基準<sup>53</sup>または地域文書<sup>54</sup>に基づき、国際難民保護を必要とする可能性が高いと考える。
13. 1951 年難民条約は国際難民保護制度の基礎をなすものである。したがって、最初に 1951 年難民条約上の定義に基づいて難民資格についての評価を行う、逐次的アプローチが望ましい。ただし、集団的状况または特有の地域的文脈がある場合などにおいて、地域文書に掲げられた広義の難民基準を直接適用することが実際的かつ効率的である場合には、1951 年難民条約の処遇基準が適用される限り、そうすることも可能である<sup>55</sup>。UNHCR には、各国が十分なケース処理方式を整備するための技術的援助および運用面での支援を提供する用意がある<sup>56</sup>。

※ 脚注の詳細は、ハイパーリンク先の訳文全文をご覧ください。

ウ 外務省海外安全ホームページ「[ミャンマーの危険情報【一部地域の危険レベル引き上げ】](#)」（2024 年 4 月 2 日）

**危険レベル・ポイント****【危険レベル】**

●ラカイン州マウンドー県（マウンドー地区、ブディタウン地区）、シットウェ県（シットウェ地区（除く市街地）、パウトー地区、ポンナチュン地区、ラテダウン地区）、ミャウー県（ミャウー地区、チャウトー地区、ミンビャ地区、ミエボン地区）、チン州パレワ地区、シャン州コーカン自治地帯及びカチン州ライザー周辺  
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

●戒厳令発令地区（ヤンゴン地域の6地区除く）※シャン州5地区は新規  
○チン州8地区（ティディム地区、トンザン地区、ファラム地区、カンペレッ地区、マトゥピ地区、タンタラン地区、ハーカー地区、ミンダ地区）  
○ザガイン地域14地区（インドー地区、バンマウ地区、コーリン地区、ピンレーブー地区、ミャウン地区、サーリンジー地区、パレー地区、インマービン地区、キンウー地区、タゼー地区、イェーウー地区、シュエボー地区、ウェッレッ地区、アヤードー地区）  
○マグウェ地域5地区（ガンゴー地区、ティーリン地区、ソー地区、パウツ地区、ミャイン地区）  
○カヤー州4地区（デモソー地区、プルーソー地区、シャードー地区、ポーラケー地区）  
○バゴー地域5地区（タンタビン地区、オウッポー地区、ナッターリン地区、パウンデー地区、パウッカウン地区）  
○タニンダーリ地域2地区（タニンダーリ地区、パロー地区）  
○カレン州2地区（チャインセイッジー地区、コーカレイ地区）  
○モン州1地区（イェー地区）  
○シャン州13地区（継続8地区：クツカイ地区、クンロン地区、ナムカン地区、ムセ地区、ラショー地区、テイニンニー地区、コンジャン地区、ラウカイ地区／新規5地区：モーメイッ地区、マベイン地区、マントン地区、ナムサン（Namhsan）地区、ナムトゥ地区）

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（シャン州5地区は新規；その他は継続）

上記地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。既に滞在中の方は不測の事態に巻き込まれないよう退避を含め危険回避を常に心がけてください。

**●上記以外の地域**

レベル2:不要不急の渡航は止めてください。（継続）

**【ポイント】**

●2021年2月1日のクーデター以降、各地で国軍と国軍に反対する民主派勢力との衝突が断続的に発生しています。こうした状況下、武器や爆弾を用いた事案は地方部だけでなく、ヤンゴン市内を含む都市部でも発生しており、治安情勢は非常に不安定ですので、不要不急の渡航は止めてください。渡航・滞在する場合には、集

会やデモが行われている場所や軍関係施設、警察署、行政施設などには近づかず、移動する場合も徒歩を避け車両を利用するなど安全には十分注意して行動してください。

●国境地帯の治安情勢は非常に不安定であるため、陸路でのミャンマーへの入国は危険です。ミャンマーでは従来から多くの武装勢力が国境地帯を中心に武力闘争を継続しており、特に、タイとの国境を接するシャン州南東部、カヤー州、カレン州、モン州、タニンダーリ地域、インドとの国境を接するチン州、中国と国境を接するカチン州、シャン州北部では少数民族武装組織が現在に至るまで国軍との武力闘争を継続しています。また、2021 年 2 月のクーデター以降、一部の少数民族武装組織と国民防衛軍 (PDF) が協力して国軍と戦闘を繰り広げており、国軍は空爆や迫撃砲を用いた大規模な攻撃を行う等、局地的に激しい戦闘が発生しています。

●2024 年 3 月現在、国軍により設置された国家統治評議会 (SAC) は、全国 330 地区のうち計 60 地区に対し戒厳令を発令し、民主派勢力や少数民族武装組織による抵抗活動の取締りや弾圧を強化しています。こうした戒厳令の対象地区 (ヤンゴン地域 6 地区を除く) の治安状況は非常に不安定であり、不測の事態に巻き込まれる可能性が排除できないため、これら地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。

### 3. 関連する政治組織等、政治活動／政府批判 (労働運動含む) の取扱い

#### ア FIS「[ミャンマー：帰国者の状況](#)」(2025 年 1 月 21 日)

##### 反対派と思われる人物に対する軍事政権の一般的態度

クーデター以降、軍事政権は、政治的反体制派、活動家、デモ参加者、ジャーナリスト、抵抗組織メンバー、市民的不服従運動メンバー、その他反対派と疑われる人物などに対して、低閾値の恣意的な逮捕や暴力を行ってきたと報告されている [注 1]。有事法制の下、軍事政権当局は、国家の安全や社会秩序、平和を脅かすと判断・解釈した人物を逮捕する権限を持っている [注 2]。政治犯支援協会 (AAPP) が確認した情報によると、クーデター以降、2021 年 2 月 1 日から 2025 年 1 月 14 日の間に、軍事政権は少なくとも 2 万 8217 人の民主化運動家やその他の市民を恣意的に逮捕した [注 3]。軍事政権による被拘禁者への拷問は広範囲に及んでおり [注 4]、自白や反対グループの活動に関する情報を得るためなど、軍政当局による尋問の際の拷問が頻繁に報告されている [注 5]。国連特別報告者によると、同国では拘禁・拘束中の死亡も引き続いて報告されており、特別報告者は 2021 年 2 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日の間に 1,853 人を確認することができた。

...

##### 軍政による疑念の拡大と帰国者への影響

デンマーク移民庁 (DIS) が 2024 年 8 月の報告書のためにインタビューした複数の専門家筋によると、軍政はしばしば恣意的で気まぐれであり、帰国者の取扱い

に一貫性がない [注 8]。

…

2022 年 11 月に DFAT がミャンマー国内の公的情報源や匿名の情報源から提供した情報によると、抵抗勢力と疑われる者に対する軍政当局の疑念が拡大しており、ミャンマー当局が疑念を抱く閾値は「極めて低い」。逮捕や暴力の対象とされるのは、必ずしも軍政への積極的な反対を示唆するものではなく、政治的反対勢力を支持したり、軍政に何らかのかたちで不満を表明していると疑われる者の逮捕も含まれる [注 11]。

2022 年 11 月に DFAT が提供した情報によると、軍政当局はミャンマーへの出入国者を厳しく監視しており、反対、批判、「西側諸国とのつながり」が疑われる者には深刻な結果をもたらされる可能性がある。DFAT はまた、収集したに基づき、オーストラリアへの難民申請を棄却されたすべての帰国者は、ミャンマーからの最初の出国の理由にかかわらず、軍政当局による嫌がらせ、恣意的な拘禁、暴力の危険にさらされていると評価している [注 12]。DIS が取材したデンマーク国際問題研究所 (DIIS) の代表者によると、海外で庇護を認められなかった人々は、軍政が海外に庇護を求める意思を察知した場合、ミャンマーへの帰国時に虐待を受ける危険性もあるという [注 13]。

…

#### 帰国者の個別のプロフィールの影響

DIS が収集したインタビューデータによると、帰国の危険が最も高いのは、知られた政治活動家や人権活動家、市民不服従運動のメンバー、その他軍事政権に積極的に反対している人々であって、その活動が軍事政権に知られている人々である [注 20]。DIS の情報によれば、ミャンマー国内または海外で反軍政の活動に携わっている人々にとって、ミャンマーへの自発的な帰還は深刻な結果を招く可能性があるため、あり得ないことである [注 21]。

DIS が入手した情報によれば、海外で反軍政の活動に参加した者は、帰国後に、逮捕や恐喝、拷問、失踪、殺害、その他の人権侵害の対象となる可能性がある [注 22]。インタビューを受けた様々な者の推定によれば、例えば、海外で何らかのかたちで反対活動に参加した者や、ソーシャルメディア上で反軍政の意見を表明した者は、確実に軍政当局の標的となり、帰国後に逮捕される可能性が高い [注 23]。DIS の報告書によると、ミャンマー軍政当局は、情報提供者やデジタル技術、行政手段、スマートフォンの没収による検査などを通じて、国の内外で市民の活動を積極的に監視・統制しようとしている [注 24]。

2023 年 9 月の DIS 報告書のためにインタビューした匿名の専門家によると、帰国者とその活動は、軍事クーデター直後に出国した場合であっても、特に居住地が紛争が活発な地域にある場合には、特別な注目を浴び、広範な尋問や疑惑の対象となる可能性がある。情報源によれば、一般に、帰国者の過去の活動やプロフィールに当局の疑いを招く要素があれば、尋問を受ける可能性は高くなる [注 25]。

DIS の取材に応じた NGO のチン人権機構 (CHRO) は、例えばインドやタイか

らの帰国者よりも、ヨーロッパ諸国からの帰国者の方が危険が高くなると推定している。同情報源によれば、例えば国際空港経由で正式に帰国するか、国境当局の管理が行き届かない陸路で非公式に国境を越えて帰国するかで、大きな違いがある。しかし、このインタビューを受けた者によれば、帰国は誰にとっても本質的に安全というわけではなく、軍事政権に属していないミャンマー人は、自発的にミャンマーに戻ることはないという。報告書のためにインタビューしたある匿名の国際人道団体は、ヨーロッパから帰国しても、タイなどの近隣諸国から帰国しても、帰国者の取扱いに実質的な違いはないと推定している [注 26]。

DIS のインタビューを受けた者のなかには、たとえば、帰国者の家族が反対活動で軍事政権に逮捕されている場合など、抵抗活動を示唆する家族の活動が特別な注目を浴びる可能性があると考える者もいる。同様に、少数民族のメンバーも、反体制派に属していると疑われる [注 27]。

※ 原文フィンランド語。訳文は、DeepL 翻訳をもとに修正を加えた仮訳です。脚注の詳細は、原文をご覧ください。

#### イ DFAT 「[出身国情報報告 ミャンマー \(2022 年 11 月 11 日更新版\) \(入管庁仮訳\)](#)」 <入管庁ウェブ>

##### 政治的意見 (実際の又は帰属された)

...

3.45 クーデター以来、軍事政権は、特に刑法の 121 条、122 条、及び 124 条（「大反逆罪」を扱う）に加え、505 条（反乱を扇動すること又は「恐怖をもたらすこと」を意図した表現を有罪とする）に基づいて異議の表明を抑圧し、大量逮捕を正当化するために刑事罰を広く利用している。軍事政権は、市民のプライバシー及び治安保護法（Law Protecting the Privacy and Security of Citizens）（2017 年）5、7 及び 8 条を停止して、恣意的な拘禁と無令状の監視、捜査と押収を免れる権利を撤回した。また、刑法の 124 条と 505 条を改正して「恐怖をもたらす」又は「虚偽のニュースを広める」などの漠然とした言葉で表現される違反を盛り込み、これらの犯罪を最高禁錮 20 年の処罰に相当させた。軍事政権は、これらの違反に保釈を認めなくし、無令状の逮捕を可能にするために、刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure）も改正した。現地の人権 NGO、政治囚支援協会（AAPP）によると、クーデター以来、11,000 人以上がこれらの法律や同様の法律に基づいて拘禁されている。逮捕者の一部には死刑が宣告されており、2022 年 7 月、軍事政権はその刑の執行を開始した（「死刑」を参照）。

...

3.47 上級の政治指導者から街頭抗議への偶然の参加者にまで及ぶ軍事政権の敵対者は、恣意的な拘禁、拷問、性的暴行、及び強制失踪を含む虐待を受けた。医師、看護師、及び教師を含むあらゆる年齢の人々が、反政権抗議活動又は市民的不服従運動に参加して逮捕又は殺害されている。政治的反対への共感のために

告発された人はみな、自宅に又は携帯電話上にアウン・サン・スー・チーの写真があった人を含めて、Facebook などの「外国の」アプリを使っているか、仮想プライベート・ネットワーク (VPN) を所有しているか、へこんだポットと鍋 (ポットと鍋を一緒に打ちつけるのが反クーデター抗議の一般的な形である) を所有していることを理由に、当局による拘禁のリスク状態にある。ヤンゴンの関係筋は DFAT に、自分の家と車に対する警察のランダムな搜索を (何人かは複数回) 経験したと語った。警察は個人の携帯電話も反政権的なコンテンツがないかランダムにチェックしており、用心のために「政治的にクリーンな」第二の電話を持ち運ぶ人もいる。複数の関係筋は DFAT に、公式な嫌疑を受けるための敷居が極めて低く、当局は軍事政権に対して活動的に反対している者と単に政権への不満や反対派への支持を表明しているにすぎない者とをほとんど区別していないと語った。

3.48 2021 年クーデター以来、軍事政権は元 NLD メンバー、抗議者その他の政権の敵対者が所有する財産を没収してきた。AAPP は、政権がクーデター以来反政権活動家に属している 547 棟を超える家屋を没収したことを 2022 年 4 月に報告した。没収は国内各地で発生し、ザガイン、ヤンゴン、マンダレーでは特に多かった。反政権派の大物の親族も、財産没収の標的とされている。例えば、2022 年 2 月、当局は NLD 議員 Moe Ma Kha の義母を彼女の家から立ち退かせて、彼女の衣服店と別の財産を没収し、2022 年 3 月、当局は NLD 議員 Phyu Phyu Thin の 80 歳の母親の家を没収した。政権が非常に幼い子供や年配の親を含めて、反政権活動家の家族を誘拐して人質に取っているとの、広範囲に及ぶ、信用できる報告もある。2021 年 9 月、CNN は、Soe Htay (路上抗議者) を探し出すのに失敗した当局が彼の妻と下は 5 歳未満の 2 人の娘を人質に取った事件と、Khain Zin Thaw (オンライン活動家で資金調達者) を探し出すのに失敗した当局が、彼女の両親と義姉妹を拘束した事件について報道した。

3.49 クーデター以来、政府はミャンマー居住者の電子的及びオンライン監視を強化してきた。伝えられるところでは、その多くは稼動可能でないもの、CCTV カメラがヤンゴンや他の都市の公共の場に設置されている。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、カメラは顔認識及びナンバープレート識別技術を搭載していると報告している。関係筋は DFAT に、このデータは当局によって収集されて、時には画像の記録から数か月後に、反クーデター抗議活動に係わっている人を特定して起訴するために使われると語った。

3.50 政党はミャンマーで依然として合法であるが、会合を開いて団結する彼らの能力はクーデター以来大幅に抑制されている。クーデターに反対する、特に NLD の党指導者は、逮捕されるか、国外への逃亡を強いられている。オブザーバーは DFAT に、これは本来党籍よりも政権への彼ら個人の反対表明に基づいてであるものの、一般の黨員でも恣意的な逮捕、拷問、又は強制失踪の対象となっていると語った。政権が NLD を禁止することは控えた一方で、少なくとも 1 つの少数党、ミャンマーの新しい社会のための民主党 (DPMNS : Democratic Party for Myanmar New Society) を禁止したが、その理由は財務監査に従うことを怠った

ためだとされている（クーデター後に軍事政権に対して多くの元 DPMNS 党員は武器を取ったと伝えられている）。SAC は、国民統一政府、国民統一諮問評議会、人民防衛軍、及び市民的不服従運動を、ミン・アウン・フライン上級大将が「全滅させる」と約束した「テロ組織」であると宣言した。

...

## ウ 英国内務省「[国別指針と情報ノート ビルマ：軍事政権を批判する者、5.0 版（入管庁仮訳）](#)」（2023 年 6 月）〈入管庁ウェブ〉

### 概要

ミン・アウン・フラインは、2021 年 2 月に軍事クーデターを起こし、民主的に選出された政府とアウン・サン・スー・チー首相を退陣させ、政権を掌握したミャンマーの指導者である。

軍政を敷いて以降、軍事政権に反対している又はそのように認識されている人々及び武装紛争が起きている地域の住民に焦点を絞った嫌がらせと暴力が増加している。国軍によるこうした人々の取扱いには、平和的な抗議参加者に対する暴力的な抑圧、抗議参加者とその家族の恣意的な逮捕、財産の搜索・押収、強制失踪及び超法規的な殺害が含まれる。申請者が軍事国家から迫害を受けるリスクにさらされる可能性が高いかどうかは、申請者のミャンマー国内における居住地、経歴、活動及び意図する将来の政治行動によって決まる。

国別指針の基準となる訴訟事件 TS（政敵ーリスク）ビルマ/ミャンマー-CG[2013]で、上級審判所は「危険にさらされる可能性がある人々の範囲は、政府の転覆を積極的に企図している（又はそのように認識されている）人々から政府にとって率直かつ厄介な反対勢力である人々にまで及ぶ。申請者が保護を必要としているかどうかは、その申請者の過去及び今後の政治行動によって決まる」と判示した。意思決定者は、TS の判決内容に引き続き従うべきであるが、最新の状況及び国軍の支配に異議を唱える勢力であるかどうかを国軍が見極める際の判定基準が低くなっていることに留意すべきである。

逮捕され、拘禁されている人々の中には、国会議員、野党の指導者、党員及び支持者（及びその家族）、連邦選挙管理委員会（UEC）の委員、政府高官、公務員、教員、医療従事者、市民社会団体の構成員、活動家、人権擁護者、弁護士、著名人、僧侶、大学生、抗議参加者、ジャーナリスト並びに軍事政権から「テロ組織」とみなされている反対派集団を支持するソーシャル・メディアのブロガー又はフェイスブックなどのオンライン・プラットフォーム上に投稿する人々が含まれていた。

政治的被拘禁者の正確な数は不明だが、複数の情報源はクーデター前の人数と比較し、増加する一途であることを示唆しており、2023 年 5 月時点でおおよそ 1 万 8,000 人を若干下回る政治犯が拘禁されたままであると推定している。拘禁されている人々は、死刑、拷問及び性的暴行を含む長期の懲役刑を科される可能性がある。TS では「ビルマ国内での拘禁は、たとえ短期間であっても、欧州人権条約

(ECHR) 第 3 条に違反し、迫害/深刻な危害に相当する深刻な虐待を受ける現実的なリスクを伴う (後略)」と判示された。

個人は、英国 (国外) で行っている政治活動のみを理由として迫害又は深刻な危害を受ける危険性にさらされる可能性は低い。ただし、このリスクは、個人がミャンマー統一国家を揺るがす民族出身であると政府から見られている場合、本人の英国における活動と経歴、ミャンマーにおける過去の政治活動及び帰還の意図によって決まる。TS では、「危険性を判断する鍵は、政府の視点から見た個人の経歴である。本人が帰国後にビルマ国内で活発な政治的経歴を維持すればするほど、嚴重に監視され、拘禁される現実的な危険性にさらされるリスクは大きくなる。」と判示された。

軍事国家から迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有する人々は、国家の保護を受けることができず、国内移住も合理的でない。

#### 4. ジェンダー、DV および子ども

#### 5. LGBT

#### 6. 汚職、非国家主体による犯罪、国家による被害者の保護

#### 7. 兵役、強制徴集 (非国家主体の)

##### ア UNHCR 「[ミャンマーから逃れた人々の国際保護の必要性に関するガイダンスノート](#)」 (2024 年 5 月)

5. 2024 年 2 月 10 日、軍部は国民軍役法 (PMSL) の施行を発表した (同法が最初に採択されたのは軍政下にあった 2010 年のことである) <sup>21</sup>。同法によれば、18 ~ 35 歳の男性国民および 18 ~ 27 歳の女性国民は最長 24 か月間の義務的徴集の対象とされ、非常事態中はその期間を 5 年まで延長できる <sup>22</sup>。医師、技師、技術者および何らかの特別な専門性を有する個人などの「専門職」である男性および女性は、それぞれ 45 歳および 35 歳まで徴集の対象となり得る <sup>23</sup>。法令では若干の免除および軍役延期事由についても定められているが、軍役を忌避した者は 5 年以内の収監刑もしくは罰金刑を科され、またはそれらを併科される <sup>24</sup>。第 1 次徴集は 2024 年 4 月中旬のティンジャン祭の後に始まると軍部が発表したことから、PMSL で定められた年齢層に該当する多くの人々が同国を離れようと試みている <sup>25</sup>。2024 年 3 月末までに、地方行政官によって個人の招集および徴集候補者リストの作成が行われているという複数の報告があった <sup>26</sup>。PMSL の施行がまだ発表されていない段階でさえ、軍部による強制徴集 (一般市民の誘拐によるものを含む) はすでに広範に行われていたとされる <sup>27</sup>。軍が村人を運搬員や人間の盾として使用しているとの報告もある <sup>28</sup>。

6. その他の武装勢力も新兵募集の努力を強化しており、最近の報告では、EAGs が

村々に新兵供出数の割当を課していること<sup>29</sup>や、紛争地帯から逃れて EAGs 支配下地域に避難してくる一般市民への強要、性暴力、拉致および強制徴募が発生していること<sup>30</sup>が明らかになっている。すべての紛争当事者による子どもの徴募<sup>31</sup>およびジェンダーに基づく暴力<sup>32</sup>についての懸念も、根強く残る。ミャンマー出身で国籍を持たないイスラム教徒少数派民族集団であるロヒンギヤの状況に関して、複数の報告で特段の懸念が表明されている<sup>33</sup>。

※ 前掲

#### イ FIS「[ミャンマー／強制兵役、動員](#)」(2024 年 12 月 2 日)

##### 一般徴兵に関する軍政の命令

2023 年後半に直面した敗北と領土制限を受けて、ミャンマー軍事政権は 2024 年 2 月 10 日、人民兵役に関する一般条例（2010 年人民兵役法）の発効命令を出した [注 2]。この条例はもともと 2010 年に前軍事政権下で採択されたが、これまで実際には実施されていなかった [注 3]。この政令は、18～35 歳の男性と 18～27 歳の女性の義務兵役を規定しており、最長 2 年間の兵役を命じられる。[注 4]。さらに同規則は、18 歳から 45 歳まで、および 18 歳から 35 歳までの男女を義務兵役の対象とし、その兵役期間は 3 年に延長される。国家非常事態が発生した場合、兵役に就く年齢にある者はすべて、兵役期間を 5 年に延長することができる [注 5]。2021 年 2 月のクーデター以来、軍事政権は非常事態宣言を何度も延長しており、最近では 2024 年 7 月にさらに 6 ヶ月延長された [注 6]。

徴兵規則第 15 条によれば、健康や学業など一定の理由で兵役を一時的に延期することができるが、一時的延期後は、規則で定める兵役対象年齢を超えていても、兵役を全うしなければならない [注 7]。同規則第 22 条では、修道院に住む僧侶や尼僧、専業主婦や離婚したシングルマザー、永続的な障害や中央召集委員会が決定したその他の理由によって、兵役を免除することができる [注 8]。

国連ミャンマー特別報告者によると、軍事政権による徴兵令と大規模な強制徴用は、軍事政権が直面する領土の損失と支配力の低下、徴兵への挑戦、兵士の投降と離反の結果であり、その結果、軍事政権は自らの地位と存在を脅かされていると考えている [注 9]。強制的な徴兵は、兵士の損失を補うだけでなく、軍事政権が民衆の反対や政治活動を抑圧するための手段とも言われている [注 10]。たとえば、デンマーク移民庁 (DIS) が 2024 年 8 月の報告書のために取材した国際 NGO の匿名の代表者によれば、徴兵制は軍事政権が反対派や少数民族を標的にし、賄賂を要求し、軍事政権が反対派と見なす者を処罰するための新たな手段だという [注 11]。

...

※ 原文フィンランド語。訳文は、DeepL 翻訳をもとに修正を加えた仮訳です。脚注の詳細は、原文をご覧ください。

ウ ○OFPPRA [「ビルマ／ミャンマー：2024 年の徴兵」](#) (2024 年 9 月 9 日)

## 8. 司法制度・刑事手続

## 9. 警察・治安部隊 (刑務所等の状況含む)

## 10. 報道の自由

## 11. 宗教の自由

## 12. 国籍、民族および人種

## (1) ロヒンギャ

ア 英国内務省 [「国別政策及び情報ノート ビルマ：ロヒンギャ \(在バングラデシュのロヒンギャを含む\)、3.0 版」](#) (2023 年 6 月)

## 要旨

ロヒンギャに対する国籍の否定、国家による差別、人権侵害の性質、繰り返し、累積的効果は、一般に迫害または深刻な被害に相当する。しかし、それぞれのケースは個別に審査されなければならない。

ロヒンギャは、主にミャンマー北部のラカイン州に住む約 60 万人の自称少数民族である。大多数はイスラム教スンニ派である。2012 年の暴力以降、ラカイン州の避難民キャンプで暮らすロヒンギャは約 14 万人と推定される。2017 年にラカイン州で行われた治安維持活動は、国連や国際社会によって民族浄化と言われ、70 万人以上のロヒンギャがバングラデシュへの逃亡を余儀なくされた。彼らはコックスバザールの難民キャンプにとどまり、ミャンマーに安全に帰還できる可能性は限定的である。

ロヒンギャは、1948 年以前にミャンマーに居住していたことを証明できない限り、ミャンマー国民として認められない。実務上 1982 年の国籍法の差別的で恣意的な運用によってロヒンギャの国籍は否定され、実際には彼らは無国籍の非正規滞在者である。その結果、就学、就労、自由な旅行、結婚、宗教の実践、医療サービスを受ける権利が著しく制限されている。

軍事政権による迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を立証する人々が、保護を受けることはできないし、国内避難には合理性がない。

治安部隊は処罰を受けることなく行動している。ロヒンギャに対して行った行為の調査、訴追、処罰に関する情報はない。一般に、国は非国家主体による迫害や深刻な危害に対する効果的な保護を提供することはできるが、その意思がない。

国内移動には身分証明書と旅行許可証が必要で、ロヒンギャがそのような書類を入手することは厳しく制限されている。一般に、ロヒンギャに国内移動を期待す

るのは合理性がない。

…

イ DFAT [「出身国情報報告 ミャンマー \(2022 年 11 月 11 日更新版\) \(入管庁仮訳\)」](#) <入管庁ウェブ>

ロヒンギャ

…

- 3.7 市民権から除外されているため、ロヒンギャは、医療と教育へのアクセス、雇用機会、移動の自由、子供をもつ時期と人数の選択の自由、自らが選ぶ者と結婚する自由、行政官庁に立候補する自由などのミャンマーの根本的な権利と基本的なサービスを拒否されている。ロヒンギャは、1982 年ビルマ市民権法及び人種宗教法（「宗教」を参照）によって特に影響を受けており、これらの法律はロヒンギャを市民権から除外すると同時に、差別対象として指定している。ロヒンギャはミャンマーで独立以来、1977～1979 年、1991～1992 年、2012 年、2015 年、及び 2016～18 年に、再三の暴力と強制移動の波にさらされている。ロヒンギャは彼らのイスラム教信仰に基づくものを含めて、頻繁に人種的な中傷も受け、ヘイトスピーチにさらされている。
- 3.8 2016 年 10 月、アラカン・ロヒンギャ救世軍 (ARSA) 反政府グループ（「武力衝突」を参照）は、ラカイン州北部 Maungdaw 郡区の国境警備警察 (BGP) 施設へのその最初の攻撃を実行した。国軍が主導する治安部隊は、その対応として Maungdaw 北部の広い区域を封鎖し、移動制限、夜間外出禁止令、及び検問所を通してロヒンギャ住民の移動を制御する、大規模な「クリアランス作戦」を開始した。2016 年 10 月から 12 月にかけて、ロヒンギャが居住する村への広範囲に及ぶ組織的な放火攻撃が行われ、1,500 棟を超える建物が破壊された。国連事実調査ミッション (UN Fact-Finding Mission) は、2016 年の治安作戦の間の恣意的な逮捕、虐待及び拷問、強制失踪と性的暴行を含む、治安部隊によるロヒンギャ住民に対する重大な人権侵害の数々を報告した。暴力行為は 2017 年になっても続き、国軍、他の治安部隊、ラカイン人、場合によっては他の少数民族の者がロヒンギャの村を攻撃し、標的を定めた大量殺害、極端な性的暴行と集団レイプ、及び放火を実行した。推定 13,000 人のロヒンギャが殺されて、少なくとも 200 のロヒンギャの村が破壊され、推定 89 万人がこの暴力行為によって避難を余儀なくされた。
- 3.9 2022 年 3 月、米国政府は、ロヒンギャに対するミャンマー国軍の行動が大量虐殺と非人道的犯罪を構成すると正式に決定した。ラカイン州での 2016 年と 2017 年の暴力行為は、国際刑事裁判所による継続中の調査を受けており、同裁判所は 2020 年 9 月に起きたロヒンギャ民間人の大量殺人及びレイプと共同墓地への遺体の処分における自らの役割について、元兵士から直接の供述を聴取したとされている。それは 2019 年 11 月にガンビアによって国際司法裁判所 (ICJ: International Court of Justice) に提出された訴訟の対象事項でもある。アウン・サ

ン・スー・チーは 2019 年 12 月に ICJ の公聴会に出廷した。2021 年クーデターの後で、軍事政権は、ICJ の前でミャンマーを代表する政府高官の委員会を任命したと発表した。2022 年 2 月、NUG は同法廷の司法権を受け入れて、訴訟に対する全ての異議を撤回したと発表した。2022 年 7 月 22 日、ICJ は、紛争に対する証拠能力及び権限を調べて、ミャンマーによって提起された訴訟への本案前抗弁を棄却した。ミャンマーの軍事政権がこの判決に対する失望を表明した一方、NUG はそれを歓迎した。

3.10 2022 年現在、約 13 万人のロヒンギャが、2012 年に国が後押しする暴力によって避難を余儀なくされて以来滞在している、ラカイン州中部の「一時」キャンプに住んでいた。複数の関係筋が、これらのキャンプにおける DFAT 条件が悲惨で、シェルターが不十分で悪化しており、居住者が食料、医療、及び教育を限定的な外部の援助に完全に依存していると伝えた。いくつかの監視視察は 2021 年後期と 2022 年初期に行われたものの、COVID-19 とクーデターは共に、重要な人道主義的ドナーの撤退と同様にこれらのキャンプの外部監視の減少に寄与したということである。別の 10 万人ほどのロヒンギャが、治安部隊や他の、しばしば敵対的な、民族コミュニティに取り囲まれて、ラカイン州中部の孤立した村に居住している。これらの地域に住むロヒンギャは、ミャンマーで最も脆弱な人口に含まれる。彼らは町に入ることを許されず、煩わしい許可手続を経た場合を除いて市場、学校、又は医療にアクセスすることができない。雇用機会は不十分で、漁師を含む労働者は、労働の許可を得るのに賄賂を贈ることを要求される。更に 40 万人ほどのロヒンギャがラカイン州北部に居住しており、そこではロヒンギャが人口の多数派を占めている。これらの地域のロヒンギャは、他の郡区に入ることは許されないものの、自らの郡区内で旅行し、教育と医療に対してある程度アクセスすることができる。

3.11 ラカイン州全域で、ロヒンギャは治安部隊や他の民族集団による暴力と同様に、犯罪組織による人身売買と搾取に対して脆弱である。移動の自由は高度に制限されており、ロヒンギャと他の民族の間の土地紛争は一般的である。ラカイン州外にいるロヒンギャは、自らを「バマーイスラム教徒」又はカーマン (Kaman) として識別する文書類を得ることによって自らの状況を改善することができるものの、それでもやはり、皮膚の色と宗教に基づいた深刻な差別に直面している（「南アジア系の人々」、「イスラム教徒」を参照）。

...

## 宗教

...

3.26 2015 年に、異教徒間の結婚、改宗、一夫一婦制、及び人口抑制に関する「人種と宗教の保護法」として知られる 4 つの法律が承認された。これらは民族宗教保護協会 (Committee for the Protection of Nationality and Religion) (マバタ (Ma Ba Tha) と呼ばれる超国家主義の仏僧が主導する組織) によって提出された。仏教徒女性特別婚姻法 (Buddhist Women Special Marriage Law) (2015 年) は、

仏教徒の男性と仏教徒の女性との結婚の届出及び登録を義務付け、従わない場合の罰則を定めている。改宗法（Religious Conversion Law）（2015 年）は、広範な申請及び承認手続を通してのみ改宗を許可する。人口抑制法（Population Control Law）（2015 年）は、罰金と逮捕を通して施行される、3 年の出生間隔を実施する権限を地方官庁に与えることを含めて、人口抑制手段が適用されうる特別地域を明示する。一夫一妻法（Monogamy Law）（2015 年）は、刑法（1861 年）に基づいてすでに違法とされた一夫多妻を禁止する。これらの法律は、キリスト教徒とヒンズー教徒にも影響するものの、国連によってロヒンギャや他のイスラム教徒を標的とするものとして、ミャンマーの人権に関する国連特別報告者（UN Special Rapporteur）によるものを含めて、批判されている。これらの法律はみな有効である。

...

ウ ○難民研究フォーラム [\(クエリー回答\)「ミャンマー：ヤンゴンを含むラカイン州外の地域に移住したロヒンギャ人の状況」](#)（2020 年 5 月 5 日）

### 13. 出入国および移動の自由

#### (1) 不法出国

ア FIS [「ミャンマー：帰国者の状況」](#)（2025 年 1 月 21 日）

##### 適法な出入国

公式ルートでミャンマーに戻る市民は、有効なパスポート [注 28]、少なくとも公式の出国スタンプが必要である。不法亡命者は、帰国時に最高 5 年の禁固刑という法的処罰を受ける [注 29]。

DIS のインタビューを受けた現地 NGO の代表者によると、ミャンマー国民は、軍政当局に別途渡航許可を申請した場合のみ、公式ルートを通じて海外に渡航することができる [注 30]。通常、すべてのパスポート・チェックにおいて、当局は軍事政権が管理する逮捕リストにその者の名前があるかどうかをチェックする [注 31]。空港では、軍政当局が出国者と到着者の両方に対してチェックを行い、乗客に対する尋問や逮捕が報告されている [注 32]。

2024 年中、軍事政権は出入国を制限し、反対勢力の移動をコントロールしようとしている。その中には、徴兵年齢の男性の移民労働を禁止すること [注 33]、生体認証を必要とし、軍事政権当局が別途登録する新しい UID（ユニバーサル ID 番号）を導入することなどが含まれ、2024 年 5 月以降、パスポート申請、出国、帰国時に必要となる。DIS が提供した情報では、たとえば、海外に長期滞在し、2024 年 5 月に導入される UID を持たずに出国した帰国者の場合など、実際にどうなるかは示されていない [注 34]。

軍事政権の地方当局が管理する戸籍リストから名前が削除された帰国者は、出入国法違反で逮捕され、有罪判決を受ける危険性がある。ミャンマーでは、戸籍に

変更があった場合、戸籍の削除や追加を担当する地方当局に報告することが義務付けられている。各世帯は、検査時に最新の世帯登録リストのコピーを当局に提出しなければならない。地方当局は、賄賂を支払う能力がある家族でない限り、検査中に連絡が取れない者を戸籍から削除したと報告されている [注 35]。特に、徴兵規則が発効して以来、当局は家宅捜索を実施し、世帯に対するチェックを強化したと報告されている [注 36]。

…

※ 原文フィンランド語。訳文は、DeepL 翻訳をもとに修正を加えた仮訳です。脚注の詳細は、原文をご覧ください。

## (2) 国内避難

ア ○FIS「[ミャンマー：ヤンゴン市内の治安状況、国内避難の可能性、少数民族、長期滞在](#)」(2022 年 9 月 28 日)

## 14. その他

### 略称

ACCORD	オーストリア出身国・庇護研究ドキュメンテーションセンター
ACLED	武力紛争位置・事件データプロジェクト
AI	アムネスティ・インターナショナル
ARC	難民調査センター
BAMF	ドイツ連邦移民難民庁
CEDOCA	ベルギー難民及び無国籍者庁出身国情報部門
CIA	米国中央情報局
CNDA	フランス庇護権裁判所
CRS	米国議会調査局
DFAT	オーストラリア外務貿易省
DIS	デンマーク移民庁
DRC	デンマーク・レフュジー・カウンセル
EASO	欧州難民支援機関
FIS	フィンランド移民庁
HRW	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ICG	インターナショナル・クライシス・グループ
IDMC	国内避難民監視センター
IRBC	カナダ移民難民局

IRDC	アイルランド難民ドキュメンテーションセンター
ジェトロ	日本貿易振興機構
JICA	国際協力機構
Lifos	スウェーデン移民庁出身国情報データベース
Landinfo	ノルウェー政府出身国情報センター
MRGI	マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル
OECD	経済協力開発機構
OFPPA	フランス難民・無国籍庇護局
OHCHR	国連人権高等弁務官事務所
OSAC	米国海外安全保障評議会
RRTA	オーストラリア難民再審査審判所
RSAA	ニュージーランド難民地位不服申立機関
RSF	国境なき記者団
SEM	スイス連邦移住庁（旧スイス連邦移民局）
UDSC	ポーランド外国人庁
UKIAT	イギリス移民難民審判所
UKUT	イギリス上級審判所
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
USCIRF	米国連邦政府国際宗教自由に関する委員会
UDSC	ポーランド外国人庁